

条約法に関するウィーン条約の留保規則

（一九条及び二〇条）についての若干の考察

——米州人権裁判所勧告的意見 No. OC-2/82 をもとに —— (1)

佐 藤 文 夫

- 一 序
- 二 留保表明権（一九条）
 - I 一九条各号の分類の視点
 - II 一九条の予定する留保（以上、一六号掲載）
- 三 留保の受諾及び留保に対する異議（二〇条）（以下、本号掲載）
 - I 伝統的方式とICJの示した方式
 - II 一九条と二〇条の関係
 - III 二〇条一項ないし四項の適用基準
- 四 留保の許容性の認定
- 五 結語

三 留保の受諾及び留保に対する異議（二〇条）

留保表明権に関する一九条の規定は、付された許容の留保が他の締約国の受諾を要するか否か、就中、条約当事

国となるために他の締約国の受諾を要するか否かについて語っていない。⁽¹⁾もちろん、非許容留保に対する他の締約国の「反応」(=受諾・異議・沈黙)についても触れていない。他国の反応を規定するのは二〇条である。⁽²⁾この章では、二〇条に関するいくつかの問題を検討する。

二〇条は次のように定めている。

- 第二〇条(留保の受諾及び留保に対する異議) 1 条約が明示的に認めている留保については、条約に別段の定めがない限り、他の締約国による受諾を要しない。
- 2 すべての当事国間で条約を全体として適用することが条約に拘束されることについての各当事国の同意の不可欠の条件であることが、交渉国数が限定されていること並びに条約の趣旨及び目的から明らかである場合には、留保については、すべての当事国による受諾を要する。
- 3 条約が国際機関の設立文書である場合には、留保については、条約に別段の定めがない限り、当該国際機関の権限のある内部機関による受諾をする。
- 4 1から3までの場合以外の場合には、条約に別段の定めがない限り、
- (a) 留保を付した国は、留保を受諾する他の締約国との間においては、条約がこれらの国の双方について効力を生じているときはその受諾の時に、条約がこれらの国の双方又は一方について効力を生じていないときは双方について効力を生ずる時に、条約の当事国関係に入る。
- (b) 留保に対し他の締約国が異議を申し立てることにより、留保を付した国と当該他の締約国との間における条約の効力発生が妨げられることはない。ただし、当該他の締約国が別段の意図を明確に表明する場合は、この限りでない。
- (c) 条約に拘束されることについての国の同意を表明する行為で留保を伴うものは、他の締約国の少なくとも

も一が留保を受諾した時に有効となる。

5 2及び4の規定の適用上、条約に別段の定めがない限り、いずれかの国が、留保の通告を受けた後十一箇月の期間が満了する日又は条約に拘束されることについての同意を表明する日のいずれか遅い日までに、留保に対し異議を申し立てなかつた場合には、留保は、当該国により受諾されたものとみなす。

この規定から明らかなるように、本条は、留保表明国が条約当事国となるための他国の受諾形式及び受諾程度を定めること⁽³⁾、を主たる目的としている。受諾形式として、本条五項で、本条二項及び四項の条約につき、默示的受諾方式が導入されている。受諾程度についてみると、一部の条約に伝統的な全員同意方式を残す（二二項）が、一般的原則は、一国の受諾で足りるとする、いわゆる柔軟制度である（四項）。他は、明示的許容留保に関する受諾不用方式（一項）、及び、国際組織の設立文書に関する内部機関による受諾方式（三三項）である。

I 伝統的方式とICJの示した方式

1 他国の反応については、伝統的に「全員同意規則 unanimity rule」が知られていた。つまり、留保国が条約当事国となるためには、他の締約国全ての当該留保受諾が要求されたのである。国際連盟方式及びそれを引き継いだ国際連合方式がそれである。⁽⁴⁾この方式は、条約の絶対的一体性という契約的概念に基づくものであるとされる。⁽⁵⁾また、条約作成過程における、全員一致の表決方式の、いわば当然の帰結を反映していたものであるとも考えられている。⁽⁶⁾

このような制度の下では、留保の許容性、留保の受諾・拒否の効果については、議論される実益はほとんどなかつたといつてよい。留保に対する異議が留保国の条約参加との関係で「拒否権」の機能を果たしていったことで、法的な考慮はほぼ尽されてしまうからである。

この伝統的方式は、次に述べる勧告的意見でICJにより、「否定しえない原則的価値を保持している」と評価

される一方、一般国際法規則となつていないとされたのである。この勧告的意見を契機に国連慣行の変更が始まり⁽⁹⁾、多數国間条約に対する留保については、伝統的方式は急速にその実際的影響力を喪失して行った。多様な価値を有する多數の国家群の登場と、それらの国々を包括する多數国間条約の展開といった現実性がその背景となつてゐることはいうまでもない。⁽¹⁰⁾

2 ここで、ICJのジェノサイド条約に対する留保に関する勧告的意見の特徴を簡単に見ておきたい。

ICJによれば、留保国が条約当事国の地位を有するか否かは、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立するか否かに依存する。非両立の留保を維持する国は条約当事国とはなりえないのである（第一の問題への回答参照⁽¹¹⁾）。この両立性基準は、留保国を制約する一方、留保に反対する自由をも制約する。⁽¹²⁾ もつとも、この両立するか否かの評価は個別的なされ、異議国は、实际上、留保国を条約当事国でないとみなしうるし、両立と認める国は、实际上、留保国を条約当事国とみなしうる（第二の問題への回答参照⁽¹³⁾）。

このような基本的構成にもかかわらず、ICJは、両立と考える留保に対する異議の存在する余地のあることを認め⁽¹⁴⁾。更には、非両立を理由とする異議についても、留保国を条約当事国とみなしてもよいとするような、「实际上、留保に対し異議を行う各國は、上記の趣旨及び目的基準に合致する限りで、その個別的評価をふまえて、留保表明国を条約当事国とみなしても、みなさなくともよい」ということに当然なる」（傍点筆者）の表現を使用する。しかし、これは明らかにICJの立場と矛盾するゆえ、両立性認定（非両立認定ではなく）をふまえた異議について述べたものと理解するしかないであろう。

留保規定を欠き、権利・義務の契約的均衡を語ることのできない性質を有するとされた、ジェノサイド条約という特定の条約に限定して示された留保規定といふ、限定的性格にもかかわらず、両立性基準とその個別的評価原則は、その後の国際実行に多大な影響を与えた。上述の国連慣行の変更の契機となつたことを始め、ICJの態度変

更（全員同意方式から柔軟方式への転換）、ウィーン条約への導入へと連なって行ったのである。

II 一九条と二〇条の関係

一九条と二〇条は、留保規則を定めているものであり、法的に重要な関係があることはいうまでもない。ただ、明文規定による限り、両条（の各項が）どのような対応関係に立っているのかは、かならずしも明確ではない。この点につき、本勧告的意見も貴重な手がかりを与えていくと思われる。二〇条各項の分析に先立ち、両条の関係を検討しておくことは有益であろう。

1 （ウォルドック第一報告（一九六一年）⁽¹⁶⁾）

留保の非許容事由（明示・默示の禁止の場合）は、一七条一項(a)で定められており、これと明示的に対応させられているのは、同条同項(b)「(a)の規定のいづれかによりその留保を付する」とが明示的に禁止され、又は、默示的に排除されている留保の表明は、非許容である。……」の規定である。この規定は、特別報告者ウォルドックによれば、明示・默示の禁止留保の場合、他の国がそれを受諾し又はそれに異議を行ふかのいづれかを示すことは不⁽¹⁷⁾用であることを意味する。条約自体で既に異議が表明されているからである。

条約が明示的に認めた特定のカテゴリーの留保（一七条一項(a)(i)及び(ii)で規定されている⁽¹⁸⁾）については、一八条二項(b)の既に同意が与えられている場合にほぼ対応していると考えられる。⁽¹⁸⁾

両立性基準は、条約法に関する特別報告者の報告で導入された最初のものであるが、一七条二項(a)で、「本条(a)の規定に基づき留保を表明する場合、国は、留保と条約の趣旨及び目的との両立性を考慮に入れなければならぬ。」と規定されている。ウォルドックは、「本条一項(a)の規定に基づき留保を表明する場合」を「条約が明示的に認めていない留保を表明する場合」と理解し、少數国間条約（pluilateral treaty）に関する他国の同意規定（一八条四項(b)(i)）の「条約が特に認めていない留保」を後者に対応させて⁽¹⁹⁾いる。「条約が特に認めていない留保」の表

現は、他国の受諾規定では、更に、多数国間条約の場合（同条同項(b)(ii)）及び国際組織の設立文書の場合（同条同項(c)）にも見られるゆえ、両立性基準はこれら三者の場合に対応すると一應考えられうる。⁽²¹⁾ もうとも、少数国間条約では全員同意原則が、国際組織設立文書では内部機関の決定が留保の許容性を確立すると規定されており、更是に多数国間条約については、他国の同意が許容性を確立すると規定されていることに注意されねばならない。これは国際裁判所の介入余地を排除することに結びつくからである。多数国間条約については、他国の反応規定で米州制度を採用していることがその理由となつていると思われる。ウォルドックによれば、留保国が条約当事国たりうる基準として、両立性基準は機能しないのであり、それは、留保国及び他の国によつて考慮さるべき一般原則であつて、それを無視することに伴う制裁を欠く基準にとどまるのである。⁽²²⁾ これは、両立性基準をガイドライン視するものといえよう。

以上から、本草案は、許容性規定と他国の反応規定を完全には整理していないとはいえないものの、内容上、かなりの対応性が見られるといえよう。更に、汎米慣行の採用の明確な意図もうかがえたのである。

2 (一九六二年ILC起草委員会草案)⁽²³⁾

ウォルドック草案の検討をふまえILC起草委員会が作成した草案は、前者の一七条から一九条の三カ条を一七条（留保の表明）、一八条（留保の受諾及び留保に対する異議）、一八条の二（留保の有効性（Validity））、一八条の三（留保の法的効果）及び一九条（留保の撤回）の五カ条に整理し、再構成した。

留保の非許容事由は、一七条一項(a)（留保の一般的禁止）、(b)（明示的禁止の特定留保）、(c)（黙示的禁止留保）及び(d)（条約沈黙の場合の非両立留保）で定められており、この(b)から(d)の各号に明示的に対応された規定が一八条の二、一項に置かれている。

「第一八条の二 1(a) 第一七条1の(b)及び(c)で規定されている場合には、条約文言で排除されていない留保の

受諾は、留保の有効性（validity）を確立するためには必要とされない。

(b) 第一七条1項(d)で規定された場合には、留保の有効性（validity）は、本条2から4の規定に従い留保の受諾に依存する。」

(a)では一七条1項(a)に言及されていないが、本号は、「わざ、默示の許容留保（b）及び明示の許容留保（c）と、許容留保に結合されてしまったためにすぎない。」一七条と一八条の「」の対応関係は、極めて明白であるといえよう。(b)によると、両立性基準の満足（有効性）は受諾に依存するが、具体的には、多数国間条約の場合の国家の受諾（同条1項(a)）、国際組織設立文書の場合の内部機関の決定（同条3項）、及び、限定された国家集団間条約（a multilateral treaty concluded between a restricted group of states）の場合の全員一致の受諾（同条4項）⁽²⁵⁾がそれに該当する。なお、ウォルドック草案の「許容性」と本草案の「有効性」は同一の概念と考えられるので、両立性基準の性格付は、両草案とも実質的に同一と考えられよう。⁽²⁶⁾

3 (一九六二年ILC草案)⁽²⁷⁾

一九六二年起草委員会草案がILC及び起草委員会での審議を経て一八条から二二条の五カ条の規定となつたが、二〇〇条（旧一八条の二）以外は、それ程大きな変更はない。

「第21〇条（留保の効果）

1 (a) 条約文言が明示的又は默示的に許容している留保については、それ以上の受諾を要しない。

(b) 条約が留保を行うことについて沈黙している場合には、本条の2から3の規定が適用される。」

起草委員会草案と異なり、本条1項は、一八条1項（旧一七条1項と同一）と明示的には対応させられていない。しかし、本条1項(b)と一八条1項(d)とも、「条約が留保を行うことについて沈黙している場合」に適用されると明記されている」とかい、その対応関係は明らかである。また、本条1項(a)が実質的には旧一八条の二、一項(a)と同

一であることは、後者に関する前の説明から明らかであろう。そもそも沈黙の場合以外の許容留保には、消去法的にいって本条一項(a)が適用されざるをえないものである。以上の検討から、本草案における一八条と一〇条一項は内容上（默示的に）対応関係にあることは明らかといえよう。⁽²⁹⁾

両立性基準に関して、ウォルドック草案が「受諾」と「許容性」を結びつけ、起草委員会草案が「受諾」と「有効性」を結びつけていたのに對し、本草案では、「受諾」に結びつけられてるのは「留保の効果」である。具体的には、「少數の国家集團 (a small group of states) 間条約」(一〇条三項) 及び国際組織設立文書（同条四項）について、⁽³⁰⁾「留保の効果」であり、その他の多数国間条約については、「条約当事国性」である（同条二項(a))。「留保の効果」への変更は、両立性基準のガイドライン性格の変質を語るものと思われる（詳細は四参照）。そうであるとすれば、対応関係の検討は一段と意味をもつことにならう。

4 (一九六五年起草委員会草案)⁽³⁰⁾

一九六二年ILC草案及びその再構成たる一九六五年ウォルドック草案⁽³¹⁾を基礎にした検討をふまえて、起草委員会が草案を作成したが、留保規則は一八条から二二条の五カ条である。本草案は、従来の草案にほぼ見られた、許容性規定と他国の反応に関する規定間の明示又は默示の対応関係を不明確化していると思われる。

非許容事由（一八条）は従来とほぼ同一であるが、「留保の一般的禁止」及び「明示的禁止の特定留保」が「禁止の留保」（a）に統合されている。⁽³²⁾一九条は、現行一〇条の構成と類似性を有するが、次のように定める。

「第一九条（留保の受諾及び留保に対する異議）¹ 条約が明示的又は默示的に認めている留保については、
条約に別段の定めがない限り、他の締約国による受諾を要しない。

2 「当事国数限定条約については、」留保はすべての条約当事国による受諾を要する。

3 「国際機関の設立文書については、」留保の許容性は、国際機関の権限ある内部機関の決定によつて確定

される。

4 本条の1から3までの場合以外の場合には、

(a) 留保を付した国は、留保を受諾する他の締約国との間においては、……条約の当事国関係に入る。

(b) —略—

5 「現行二〇条五項とほぼ同一」

6 「現行二〇条四項(c)とほぼ同一」

一九六二年草案と同様、本草案一八条の各号と一九条の各項の間に、明示の対応関係が存在していないことは、上掲の条文案から明らかである。一方、一八条(c)（沈黙の場合）と一九条二項ないし四項の間には共通表現を欠くゆえ、一九六二年草案と異なり、両者間に默示的な対応関係を直ちに読みとることも困難である。一八条(a)及び(b)（默示禁止留保）と一九条一項の対応関係については、一九六二年草案二〇条一項(a)と本草案一九条一項との間に基本的に表現上の変化がないゆえ、肯定しうると一応解せよう。ただ、一九六二年草案のように、消去法的に当然、一八条(a)及び(b)と一九条一項の対応関係が導びける形となっていないわけであり、前者と一九条の他の項、又は、後者と一八条(c)の対応関係が論理必然的に排除される構成とはなっていないことに注意されなければならない。以上の検討から、従来の草案とは明らかに異なる本草案の特徴の一つとして一九条と二〇条の対応関係の不明確化又はルース化が結論しうるのである。⁽³³⁾

このような兩条の対応関係の不明確化が意図的になされたのか否かは、ILCでの議論を見る限り、はつきりしない。ただ、特別報告者の、「[一九条]二項は、主に (mainly) 留保が一八条(c)の下で表明された場合に適用されるであろう」（傍点筆者）発言が注目されるにとどまる。この一九条二項に対応する一九六二年草案二〇条三項（少數の国家集團間条約）は、全て条約が留保を行うことについて沈黙している場合、つまり、両立性基準が関連する

場合に適用されていたのである。ウォルドックの発言は、一九条二項が一八条(c)以外にも対応関係をもつ可能性を示唆するもので、両条の対応関係の不明確化の一つの傍証とはなるう。なお、このような不明確化の背景の一つとして、留保の許容性（就中、両立性）と留保の受諾・異議との分離及びその表現上での撤底化があつたことも考えられよう（四一三参照）。

5 一九六五年起草委員会草案は、ILC 及び起草委員会⁽³⁵⁾の検討を経て、ILC（最終）草案（一九六五年）となつたが、留保の許容性規定（一六条）と他国の反応規定（一七条）間の対応関係に関し別段の変化は見られない。ILC 草案のコメントタリーは、一六条と一七条が結合して読まなければならないこと、及び、一六条(c)と一七条とが密接に関連させて読まれなければならないこと、を指摘するにとどまり、両条の具体的な対応関係を示してはいない。

以上のような事情は、現行一九条及び二〇条の関係においても変わらない。

6 （米州人権）裁判所は、米州（人権）条約七五条の留保条項が、後述するように（III—3）ウイーン条約二〇条一項の場合に該当すると判断したが、その際、二〇条一項の「条約が明示的に認めてる留保」には、一九条(b)の「特定の留保」と同条(c)がカバーする「明示的に一般的に認められた留保」が包含されることにも言及していた。これは、二〇条一項が一九条(b)のみならず同条(c)とも対応関係を有していることを前提とした判断である。二〇条にも両立性基準が関連すると肯定することは、二〇条全体、就中、同条四項の柔軟制度適用に対しても重大な影響を与えることになる。これは、一九条と二〇条の対応関係の不明確化が惹起する最も典型的な両条間関係のルース化ともとらえることができよう。従つて、裁判所の与えた前提的判断は、両条関係の不明確化の主張を支える一定の役割を有すると思われる。

7 以上得られた結論に立つて、具体的な両条の対応関係を検討しなければならないが、基本的には確定的な反

対の結論を得られない限り、対応関係を肯定する、ということになろう。

(1) 二〇条一項は、ILC草案一七条一項「条約が明示的に又は默示的に(or impliedly)認めている留保……」の傍点部分が条約法会議で削除されたものである。削除提案国のスイス及びタイの提案理由中にあるこの語句が一六条(c)の両立留保をカバーする(しらる)、との指摘が注目される。⁽³⁷⁾ 一七条(現二〇条)四項の柔軟制度の適用範囲を減ずる、という効果をもたらすことになるからである。条約法会議の顧問専門家ウォルドックによると、この語句は、「留保の默示的禁止及び留保の默示的許容を扱っていた以前のより詳細な草案の遺物(a relic)として条文案に維持されたと思われ」とされている。⁽³⁸⁾ しかし、そもそもILC草案自体、既述の如く、自動的な默示的禁止及び默示的許容の存在を前提としていたもので、どのような意味で「遺物」なのか必ずしも明らかでない。⁽³⁹⁾

この語句は、一九六二年草案二〇条一項(a)(上記3参照)、より正確には、一九六二年起草委員会修正草案(注27)参照)一八条の一、一項(a)に初出し⁽⁴⁰⁾、その後維持されたものである。一方、既述の如く、一九六二年草案における明示・默示の許容留保と受諾不用規定との明確な対応関係は、一九六五年起草委員会草案以降不明確化された。従つて、ILC草案一七条一項の「默示的に認めている留保」が一八条(a)及び(b)の場合にのみ対応するのではなく、(c)の場合にも対応することも十分ありうることになるのである。イスラエルの危惧は正当であったといえよう。一八条四項の意義を大きく損う効果を招来する所したら、確かに「又は默示的に」の語は「遺物」と性格づけられるものであつたと思われる(逆に、このことは、両条関係の不明確化リルース化の有力な根拠ともなりえよう)。

「明示的に認めている留保」については、一九六五年起草委員会草案前においては、「默示的禁止留保」規定中の明示的に認められた「特定のカテゴリーの留保」(例えば、一九六二年ILC草案一八条一項(c))に対応していると思われるが、この草案以降はより広くとらえられなければならない。ウィーン条約では、一九条(b)の「特定の

「留保」に限定されず、同条(c)がカバーする、それ以外の明示的に認められている留保、にも対応関係を広げる必要が生じて来るのである。

明示の禁止留保に関する同条(a)と二〇条一項が対応関係にないことは説明を要しないであろう。

(2) 二〇条一項に関しては、「交渉国数限定条約」が「条約を全体として適用する場合」、つまり条約の一体性観念が重視される場合であるから、典型的には、一九条(c)の一部（例えば、条約が留保規定を欠く場合で一体性が要求される場合）と対応関係を有するであろう。明示的に留保を認めている条約の場合は、厳格な一体性観念と矛盾するゆえ、対応関係はないであろう。(a)については、条約が明示的に留保を一部付することを禁じている場合は、同様の理由で対応しないであろう（禁止部分以外は両立性要件を満足すれば留保は許容される）。(a)のうち留保一般を禁じている場合は、ウォルドックの説明（上記4参照）をふまえれば、(c)以外で対応関係を肯定しうる唯一の場合であるゆえ、排除されないと思われる。⁽⁴²⁾

(3) 二〇条三項及び四項は、二項とともに一九六五年起草委員会草案前は、条約が留保規定を欠く場合に明確に対応していた。ウィーン条約では、一九条(c)と対応関係にあることは明らかである。また、同条(a)、(b)の禁止留保部分とは形式的には対応関係がないということができよう。ILC最終草案のコメントタリーによると、「留保が本条(a)、(b)の明確な表現により明示的に又は默示的に禁止されている場合の法的状況は明らかである」とし、他国又は国際機関の反応が禁止留保の明確性から全く問題とならない場合であることを確認しているように思われる。また、顧問専門家ウォルドックによれば、一六条(a)、(b)で禁止されている留保については、「締約国が明示的にその留保の受諾を排除してしまっているゆえ、一七条に基づき受諾することを意図することができない」、と対応関係の否定が明確である。以上のような考えは否定できないが、特に、現行一九条(a)がカバーする明示の一部禁止留保については、具体的にそれに該当するのか否か評価が割れる場合もありうると思われる。このような場合には、非両

立留保の場合と同様の状況が現出することになり、実際上、二〇条三項及び四項の手続が利用される場合のあることは否定できないと思われる。⁽⁴⁵⁾

III 二〇条一項ないし四項の適用基準

本勧告的意見の中心的争点であった、米州条約七五条がウィーン条約二〇条一項から四項のいずれの場合に該当するかの議論をあまえて、各項の意味を検討してみたい。

1 本意見は、二〇条一項ないし四項の予定する条約タイプに焦点を合わせ、二〇条各項の意味に多少の手がかりを与えていたと思われる。

裁判所は、米州条約七五条に関し、二〇条一項及び三項の不適用をほとんど自明の如く扱い、言及するところはわずかである。

二項不適用の理由として、裁判所は、「就中、条約の趣旨及び目的が、限定された数の国家間における相互的権利の交換 (exchange of reciprocal rights) にあるのではなく、その国籍に関係なく、米州内の全ての個々の人間の**人権保護**にある」と述べる。つまり、二項の予定する条約に該当するための要件には、「**限定された数の国家間**」及び「**相互的権利の交換**」が含まれることを明らかにしていると思われる。

「**限定された数の国家間**」の要素は、ウィーン条約の「交渉国数が限定されている」に対応すると考えることができよう。

一方、「**相互的権利の交換**」の要素については、二〇条二項には明示的に対応する文言はない。この要件が二項適用排除の決定的な理由であったことは、意見から明白である。二項の他の要件たる「**条約の趣旨及び目的**」と関連して理解されざるをえないゆえ、多分にあいまいさを内包する「**条約の趣旨及び目的**」の理解に貴重な手がかりを与えることになる。この基準は、現行一九条(c)の両立性基準と一致させるために、ILC起草作業の最終段階で

提案されたものである。つまり、非両立留保を、全当事者の受諾を条件に認める、という矛盾を除去する趣旨だった⁽⁴⁷⁾のである。しかし、「条約の趣旨及び目的」は、提案者の意図にもかかわらず、許容性の文脈でとらえることは適当でない。「交渉国数限定条約」認定の文脈でとらえられるべきことは当然である。ヴィーン条約一九条⁽⁴⁸⁾の許容性を満たす留保であるか否かで、「条約の趣旨及び目的」要素が満足されたか否かを認定することはできないのである。⁽⁴⁹⁾二〇条二項は、「条約を全体として適用する」とこと（条約の厳格な一体性）を要求するタイプの条約を想定しているが、ILCの指摘する条約の絶対的一体性という契約的概念（＝権利・義務の契約的均衡。本章I-1、2参照）が語りうる場合であるところから、裁判所の示した、「条約の趣旨及び目的」に該当するものとしての「相互的権利の交換」は、十分説得力があろう。

二〇条二項は、柔軟制度導入との妥協として、決定的重要性をILCにおいて与えられていたものである。⁽⁵⁰⁾一方、ラテン・アメリカ出身の委員により、OAS採択条約から柔軟制度の適用を奪うことになるのではないかとの虞れが語られていた。⁽⁵¹⁾もっとも、五条ただし書の導入により、この虞れは解消されている。ILCのコメンタリーによると、「[二]項該当条約の」基準において、限定されている交渉国数は一つの重要な要素ではあるが、決定的な点は、条約が全当事国間に全体として適用されるべきであるとの交渉の意図である」（傍点筆者）と述べ、交渉国の意図が決定的なものととらえる。この要素はいわば当然のことと思えるが、明文化されていないゆえ、結局は、「限定されている交渉国数」及び「条約の趣旨及び目的」をふまえて、その意図を探ることになろう。

2 裁判所は、二〇条三項不適用の根拠として、「[米州]条約は国際機関の設立文書でない」とことを示す。この根拠自体は、ウイーン条約の表現通りであるゆえ、特に問題はない。また、米州条約が国際機関の設立文書に該当しない（本条約はOASが採択した条約である）、とする認定にも特に問題はないであろう。

「国際機関の設立文書」の認定は極めて容易の場合が多いと思われる。ILCのコメンタリーも認める如く、現

行五条ただし書でも部分的にカバーされるものであり、条約法会議では不用論も強かつた。⁽⁵⁵⁾

「内部機関による承諾」は、留保国を当事国（加盟国）とする効果を有するが、その際なされる（なされているはずの）留保の許容性認定は、かなりの客観的性格を有しうるものといえよう。また、たとえ高度の政治的考慮をふまえた受諾であつたとしても、コンセンサスが得られている限り、事実上、その受諾により、留保の有効性は確立することになるう。⁽⁵⁶⁾

3 裁判所によると、「(一)条四項で表明された原則〔は〕、当事国の相互的利益のために、交渉でえられた権利・義務の相互交換をその目的とする、伝統的多数国間協定の必要性を反映している」⁽⁵⁷⁾。これに対し、「現代の人権条約一般、そして特に、本米州条約〔は〕、締約国の相互的利益のために、権利の相互的交換を達成すべく締結される伝統的タイプの多数国間条約ではない」とされる。「それらの条約の趣旨及び目的は、その国籍と無関係に、国籍国と他の全ての締約国の双方に対し、人間個人の基本的権利を保護することにある」のである。従つて、「これらの人権条約を締結することで、国家は、一般人の利益のため、他国との関係においてではなく、その管轄内にある全ての個人に向けて、種々の義務を引き受ける、一つの法秩序（a legal order）に自らを服させているとみなされうる」、と結論される。⁽⁵⁸⁾ このような人権条約又は人道的条約の特質は、歐州人権条約に関し、歐州人権委員会により、そしてジェノサイド条約に関し、ICJにより表明されていること、及び、ウィーン条約六〇条五項（重大な違反に基づく条約の終了原因の人道的条約への不適用）の規定、も援用される。更に、米州条約については、前文及び個人請願権が義務的規定となつていてことから、より強くこの性質が当てはまるとする。人権条約一般、特に米州条約が、明確に、人権公序を形成するものととらえる立場は、裁判所の援用する先例と一致するもので、重要な判断である。

そして、以上のような人権条約の特質性をふまえて、(一)条四項と結合することを否定する結論が導びかれる。

つまり、「批准と同時に個人の請願権を命令的なものとするような個人の保護に大きな重要性を付せて いる条約は、条約の効力発生を少くとも他の一国が留保国を当事国として受諾する用意のあるまで、遅らせる」とを意図してい た、とほとんどみなされえない。条約の制度的及び規範的枠組を考えると、そのような遅延でいかなる有益な目的 も得られないであろう」からである。以上の推論から得られる結論は次のようにある。「従って、この分析の目的 上、七五条におけるウイーン条約への言及は、留保が条約の趣旨及び目的と非両立でないことを条件に、国家が適 当とみなすどのような留保をも付しつぶんを意図した明示の許可 (express authorization) と理解されるときには、意味をもつ。そのようなものとして、留保は、ウイーン条約 10 条一項で規定されたといふし、それゆ え、他の当事国による受諾を要しない」。⁽⁵⁹⁾

一項と四項の適用基準として、多数国間条約を、伝統的タイプの条約と人権条約とに区別する立場を採用したこ とは、注目に値しようが、そのような判断基準のもつ問題性は指摘されなければならない。

ウイーン条約によると、10 条一項の適用基準は、「条約が明示的に認めている留保」の場合であり、同条四項 は、「1 から 3 までの場合以外の場合」であつて、単純な表現である。「人権条約」「伝統的タイプの条約」の表 現はない。一項の場合、「明示的に認められている留保」基準を満たせば、条約の性質を問うことなく適用される。 逆に、「明示的に認めて いる留保」でなければ、たとえ人権条約であつても適用されることはないであろう。この場合、四項の適用となろうが、裁判所が四項を伝統的タイプの条約の必要性を反映していたものと強調し、他の一 国の受諾まで条約の効力発生を遅らせるによる有益性の減損を指摘していたこととの関連で、矛盾した印象を 与えることにならう。

ウイーン条約の基準からは、米州条約の留保規定（七五条）、つまりウイーン条約への委付自体が、「明示的に認 めている留保」基準に該当するか否かの検討が決定的であることが知られるのである。しかし、裁判所は、「明示

的に認めて いる「留保」基準の検討を補足的に行うにとどまる。つまり、上記の結論を得た後に、簡単に言及するのである。⁽⁶⁵⁾

「裁判所は、このこと [1]〇条一項で規律されて いる よりも] との関連で、1〇条一項が『条約が明示的に認めて いる留保』について語る より、その語句により特定の (specific) 留保に限定して いない」とし留意する。条約は、一やしへは二以上の特定の (specific) 留保又は留保一般 (reservations in general) を明示的に認めうる。もし後者である——それが裁判所の本条約について正しいと結論した ようであるが——ならば、付された留保は、このよう明示的に認められている より、明示的に認められた特定の (specific) 留保と区別して取り扱われる必要はない。裁判所は、このこととの関連で、『特定の (specified) 留保』に言及している「九条(b)」と異なり、1〇条一項がそのような制限的語句を含んで いないし、それ より、本意見で採用された本条約七五条の解釈を許すものであることを、強調しておきた」⁽⁶⁶⁾ (傍点筆者) と。

裁判所の立論によれば、「ウイーン条約への委付」自体だけでは、「明示的に認める留保」のカテゴリーとは必ずしも考えられず、「人権条約」要素を媒介として始めて語れる ようであるのであろうか。そうでないとしたら、「ウイーン条約への委付」自体を議論する より——つまり、「補足」での議論——で足りたはずである。しかし、実際は逆であつたし、そもそも、「ウイーン条約への委付」という留保条項が無内容な より、(1)〇条の一項から四項のいずれであるか特定されていなければ、米州条約がどの項に該当するのかという議論を展開した」と矛盾することになる。

「ウイーン条約への委付」規定が1〇条一項に該当するか否かは、裁判所の立場では、そのような留保条項を有する個々の条約の特質を検討した結果始めて得られる、との前提に立っていると思われる。従つて、裁判所が一項該当の留保条項であることを導びくとした個人保護のための積極性は十分理解しうるが、「明示的に認めて いる

「留保」の観念とは、多少乖離があるようと思われる。結局、原則的規定たる四項でカバーされる、と解されるのが、穏当だったと思われる（事務総局の立場）。

二〇条一項の「明示的に認めている留保」と「九条(b)」の「特定の留保」を同一視する立場から、裁判所が与えた二〇条一項及び二項の解釈に批判が提起されている。⁽⁶³⁾ この主張は、「特定の留保」をボウエットに依拠して狭くとらえているもので（一一II-5、6 参照）、一応法理的整合性を有していると思われる。「留保の内容が前もって当事者により知られているような留保」であるならば、ILCが「明示的に又は默示的に認めている留保」に与えた「他の締約国の同意が条約で与えられてしまっている場合」⁽⁶⁴⁾ の説明と矛盾なく結びつくからである。⁽⁶⁵⁾ しかし、前にも言及した如く（本章II-7）、二〇条一項を一九条との対応は広くとらえられなければならないことに加え、元來、ILCの「明示的に認めている留保」の観念は、かなりゆるやかなものであったこと、が指摘されなければならぬ。両立留保は除くとしても、ILCが本来想定していた「默示的に認めている留保」についてさえ、「明示的に認めている留保」とともに「同意不用」の場合としてとらえられていた経緯があるのである（IIで検討した各草案参照）。このような文脈からすれば、明示的許容留保の「特定の（カテゴリー）の留保」への対応は、後者の文言にもかかわらず（默示的許容留保観念の存在により）、非常にゆるく理解されていたはずである。米州条約七五条の留保規定が二〇条一項に該当するとの結論はさておき、裁判所が同条一項と四項に与えた解釈は、十分説得力を有するのである。

それでは、ILCの与えた説明の「同意が条約で与えられてしまっている場合」は、どのように理解しうるのか。結局のところ無自覺的な不正確な表現としてとらえる（例えば、「默示的に認めている留保」をもカバーしているのである）しかないと思われる。⁽⁶⁶⁾ その真意は、留保国が条約当事国となることについて条約で同意が与えられている場合、と限定的に理解されるべきであろう。これは、二八条一項ないし四項の眼目が条約当事国となるため

条約法に関するウィーン条約の留保規則（19条及び20条）についての若干の考察

の他国（国際組織）の反応について規定していることから導びける解釈であるからである。⁽⁶⁸⁾ またこれは、二〇条一項の「受諾を要しない」の表現とも十分調和する解釈である。

(8) Ibid., pp. 24—25. 図上、六八頁。

(9) 國連総会は、その諮問に答えた、I.C.T（獨立性基準）及びI.L.O（全員同意方式）の意見をもめた激論の末、一九五一年一月二一日の決議五九八（IV）で、シヨン・サイド条約についての意見に従つた。他、國連主権下で採択され、事務総長が寄託者となる将来の条約につき、從来の方式を放棄し、留保とそれに対する異議の法的効果を各國の判断に委ねることとした（詳細は、例えば Ruda, J.M., "Reservations to Treaties", Recueil des Courts, 1975—III (t. 146), pp. 151—152 参照）。総会は、一九五九年一月七日の決議（四五二）（XIV）で、上記の新方式を國連規則に採択された全ての条約に拡大適用することに決定した（詳しく述べ、ibid., pp. 153—156 参照）。

(10) 普遍的なレギュルにおいて採用されていた伝統的方式の他に、米州機構諸国における有力な地域慣行（米州慣行、汎米慣行等と称される）が存在する。多數国間条約において、留保の許容性要件はなく、留保國と受諾國の間に条約関係が成立し、留保國と異議國の間には条約関係が存在しない、とする極めて割り切った考え方をする留保制度である。この汎米制度は事務総局のパン・アメリカン・ユニオン（P.A.U.）により一九三一年に導入されたことに始まる。条約の普遍性観念を徹底した留保制度であるが、P.A.U.も認める如く、多數の異議国がある場合には、留保國は多數国間条約の当事國となり、受諾國との多くの二国間条約の当事國となる場合もある（C.I.J., mémories,..., 1951, pp. 105—108）のであって、条約の一体性が著しく害されるなどとなる。なお、異議国と留保國間に条約関係が成立した場合は原則として、条約法条約（一〇条四項）に沿った形で一九七三年に変更決議が採択された（Ruda, J. M., op. cit., pp. 130—132 参照）。

（11） C.I.J. Recueil, 1951, p. 29. 岩川洗、前掲書、七一頁。
（12） Ibid., p. 24. 図上、六七頁。
（13） Ibid., pp. 29—30. 図上、七一頁。

- (14) 「國せば、……固立しなじむは主張しないで、やれどもかかねば、その留保に異議を申し入れるが、その國との留保を表明した國との間の了解が、……条約をやめの間や効力をもつてゐる」。Ibid., p.27. 図上「長九
回」。
- (15) Ibid., p.26. 図上¹⁹。
- (16) YB of ILC, 1962, Vol. II, pp. 60—69 (留保規定は「七条—十九条」)。
- (17) Ibid., p. 65, commentary on article 17, para. 7.
- (18) 「へ案」²⁰項²¹は「特段の留保又は特段のカト'カ'ーの留保」を前提とした規定で、一七条一項²²及び二項の表現と著
干異なつて、實際留保回²³へ帶びての問題はなしと思ふ。
- (19) YB of ILC, 1962, Vol. II, p.65, Commentary on article 17, para. 10.
- (20) Ibid., p. 68, Commentary on article 18, para. 18 参照。
- (21) 異議²⁴いふべし、「九条四項²⁵」²⁶、²⁷各々、少數国間条約、多數国間条約、國際組織設立文書に關する、一八
条の同意に対する規定が置かれてゐる。
- (22) YB of ILC, 1962, Vol. II, p. 66, Commentary on article 17, para. 10.
- (23) Ibid.
- (24) Ibid., 1962, Vol. I, Art. 18 (pp. 223—224), Art. 18 bis (pp. 225—226), Art. 18 ter (p. 234) and Art. 19 (p. 234).
- (25) 本項では、一項及び二項が適用されないとする矛盾した規定が置かれてゐる。
- (26) 起草委員会委員のクロは専該委員会で、國がその欲するいかなる留保をも行うことが可能、しかし、他國が承諾した
ところだそれだけの理由で留保が有効となる理論に反対したが、認められなかつた、と結論してゐる (Ibid., p. 232,
para. 40)。ホルツェンタルによれば、「へ案」²⁸、留保の承諾又は拒否の問題が固立性基準へ據合われなかつたので、國は
必ず其の決定をださつて、それを示す (Ibid., p. 223, para. 27)²⁹。
- (27) Ibid., 1962, Vol. II, pp. 175—182 参照。本草案は、先行する一九六一年起草委員会草案修正案（「七条—十八条」³⁰
八条の「へ案」³¹）へ案³²の「十九条」へ替えて「一八条」へ變更した。Ibid., Vol. I, pp. 252—253, 257—258 参照。
- (28) Ibid., p.180, Commentary to article 18, para. 15 and p.181, Commentary to article 20, para. 22 によれば

(29) 本草案では、規則系員会草案「八条の1」回復のようだ承認したが、(社(2)参照)。

(30) YB of ILC, 1965, Vol. I, pp. 263-264 (Art. 18), pp. 265-266 (Art. 19), p. 268 (Art. 20), p. 270 (Art. 21) and p. 272 (Art. 22).

(31) Ibid., 1965, Vol. II, pp. 45-56。本草案は、一九六一年草案に認して顯示的同意手続が禁止されるとする条項がおもじりて除外され、複雑性をより遡るを論理整頓的に単純化するためとしたものだ。一九六一年草案の実質的な変更を想したのである。ただし、われわれ (ibid., p. 50, para. 4)。

(32) Ibid., 1965, Vol. I, p. 264, para. 3 のややこしい訳の説明参照。八条は「顯示的禁止権限」、回條(2)は「非回り権限」を規定している。

(33) 両条の対応関係の不明確化は、論證上余り現状がよくなかったのが、トマーハークは、一九六一年〇条の規定たれども規定すら。トマーハークは心回り性規制の実質属性を導いて、その根拠とする。Imbert, P.-H., op. cit., (Les réserves...), pp. 134-136 and note 236.

(34) Y.B. of ILC, 1965, Vol. I, p. 266, para. 40.

(35) 一九六五年起草委員会草案修正案(1)で、ibid., pp. 283-284 参照。

(36) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 23, Commentary, para. 1 and p. 27, Commentary to article 16, para. 17.

小川芳彦、龍樹(「日本×々ニヤー」) | 一一頁及び 111 頁。

(37) U.N. Doc. A/CONF. 39/11, p. 111, para. 39 (々々々); para. 47 (々々々)。

(38) Ibid., pp. 126-127, para. 14.

(39) 一九六〇草案「七条(2)の「のべ」の語の挿入による回條(2)における自動的顯示的許容概念の排除(1)」(1)参照)が、やがてふたつめの「のべ」——やがて、ウォルドックの念頭にななかつたんだよおなが——、多少なりとも人の間違や「誤物」の離れてゐるところが、「のべ」の語の挿入は、「又は默示的」の語句の削除決定より後であつたのである。

(40) 実質的には、一九六一年起草委員会草案で現われた(1) (上記2参照)。

(41) I-LSCの便益から、かなり無意味的な「のべ」があつたのではあるが、それが現れた。やがて、ウォルドックは默示的に離れた結果は、その上、自体で有効である。(U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 25, Commentary,

- (40) para. 10. たゞ、小川芳彦、前掲(「ヒューマン」) 一六頁参照) 及び、「本条一項は、留保が条約により明示的に又は默示的に認められて居る場合を除いてアリ。換言すれば、他の締約国の同意が条約中で与えられてしまって居る場合や九〇°(九十度)筆者)(*ibid.*, p.27, Commentary to article 17, para. 18. 回ナ' 11〇回参照)ア' 総的詮釋留保に關連して、非常に強いために、十分可能である。

(41) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p.27, Commentary to article 16, para. 17. たゞ、小川芳彦、前掲(「ヒューマン」) 11〇回参照。

(42) 解釈論的では、留保の一般的禁止の場合だ、条約全体で決着がいつかボトムの規定かなどある。

(43) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p.27, Commentary to article 16, para. 17. たゞ、小川芳彦、前掲(「ヒューマン」) 11〇回参照。

(44) U.N. Doc. A/CONF. 39/11, p.133, para. 2.

(45) ルイ・ハヤシルゼ、ル・ル・最終草案一七条回復の個別問題付属統計書による根拠は、禁止規則による根拠は、禁止の範囲をも擴張されるべき問題にしてゐる。Tomuschat, Ch., "Admissibility and Legal Effects of Reservations to Multilateral Treaties. Comments on Arts. 16 and 17 of the ILC's 1966 Draft Articles on the Law of Treaties", Z. a. ö. R. V., 1967, pp. 476-477.

(46) A.R. of I/A Court H.R., 1983, p.42, para. 27.

(47) ル・ル・禁止規則の根拠である。Y.B. of ILC, 1965, Vol. I, p.266, paras. 36 and 43.

(48) たゞ、禁止規則の根拠は、禁止の範囲をも擴張する。YB of ILC, 1962, Vol. I, p.230, paras. 17-18; p.233, para. 49.

(49) たゞ、 Jiménez de Arechaga, *ibid.*, 1962, Vol. I, p.146, para. 4; Rudd, *ibid.*, 1965, Vol. I, p.266, para. 37.

(50) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p.27, Commentary to article 17, para. 19. たゞ、小川芳彦、前掲(「ヒューマン」) 11〇回参照。

(51) A.R. of I/A Court HR, 1983, p.42, para. 27.

(52) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p.27, Commentary to article 17, para. 20. たゞ、小川芳彦、前掲(「ヒューマン」) 11〇回参照。

(53) ル・ル・人権規則の共同修正案(U.N. Doc. A/CONF. 39/C. 1/L. 31/Add. 4 (A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 135, para. 179, (iv), (e)))、ル・ル・修正案(A/CONF. 39/C. 1/L. 97 (*ibid.*, (a)))及び其の発展(A/CONF. 39/11, p.116, para. 16)参考。たゞ、国際組織設立条約未効力時の状況を扱うとする以上、を削除根拠とするべき(*ibid.*,

- (54) 川原末に、「ただ」、その取扱は、締約国が当該留保に付し異議を申立てたる時當するものではなし。」の文幅を挿入する米国修出紙(U.N. Doc. A/CONF. 39/C. 1/L. 172 (A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 135, para. 179, (iv), (d)))を、ハーベン条約は実質的な区別をめたせんじたいたいだるか。全体委員会は採用されただ。(U.N. Doc. A/CONF. 39/11, p. 135, para. 33) もろび、110条回復の程度がトナロハーベンで採用された可能性はないか、国際組織の仕務に影響を与える複雑な問題が考慮されていて、挿入されたるかしなかった (ibid., pp. 425—426, paras. 1—14 参照)。

(55) A.R. of I/A Court H.R., 1983, p. 42, para. 28.

(56) ハサウエ ibid., para. 29.

(57) Ibid., pp. 42—43, paras. 29—30 参照。

(58) Ibid., p. 43, paras. 31—32 参照。

(59) Ibid., p. 44, paras. 34—35.

(60) 検討は、110条一項が適用されないところを論議を出しながら、一項から四項が適用されないところを論議を出しながら、四項が原則で、一項から三項の例外規定以外の場合に適用されるところを規定するやうだ。例外規定の検討を先にする方がより論理的のやうと思われる。

(61) A.R. of I/A Court HR, 1983, p. 44, para. 36.

(62) 「ハーベンカン」(米州人権裁判所軍事)は、人権条約の法秩序設定性格から得られた「」の標準〔が〕、現代人権文書の世間に一般化してしまった。Buergenthal, T., "The Advisory Practice of the Inter-American Human Rights Court", Am. J. I. L. Vol. 79 (1985), pp. 20—23 参照。

(63) Kokott, J., "Der Interamerikanische Gerichtshof für Menschenrechte und seine bisherige Praxis", Z.a.o.R.V., Bd. 44 (1984), S. 824—825 参照。

(64) U.N. Doc./A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 27, Commentary to article 17, para. 18. たゞ、憲(4)及の小川芳彦「前掲 (ハサウエ)」110条回復」、同巻上半葉 Sinclair, I., The Vienna Convention on the Law of Treaties, 2nd ed., 1984, p. 73 参照。

(66)

「特定の（カテ・ヨーイの）留保」観念 자체、一九六一年草案まで、この広い明示的許容留保に完全に対応させられていたが、「不明確化」以降は、それ自体として解釈される必要がある。なお、II-II-5、6 参照。

(67)

現行110条1項対応規定に関して、留保の有効性（validity）は異議によつて書かれるものやなどを明確化するよう主張するILC委員が起草の最終段階で存在したが、象徴的ないとと思われる。異議の観念は、前もって条約で与えた同意の觀念と明白に矛盾する。また、有効性のといえ方にも疑問がある（次注参照）。U.N. Doc. A/CONF. 39/11, p. 266, para. 34 (Lachs); para. 33 (Verdross)。むしろ、条約法会議でのハーナス修正案「条約が明示的に認めていふ留保に付いては、条約に別段の定めがない限り、他の締約国による異議の主題たりえなし」（傍点筆者）(U.N. Doc. A/CONF. 39/C. 1/L. 169 & Corr. 1 (A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 133, para. 175, b))の方が、徹底して強い。ハーナス代表も、この修正案文の方がより明確と考える（U.N. Doc. A/CONF. 39/11, p. 116, para. 15）。

(68) 条約当事国となりうるとして、あらゆる、他の場合（特に110条4項の場合）と同様、許容性（この場合は「両立性要件」）を満たしていふことは要求される（四一3参照）。110条4項と異なり、受諾・異議の手続が規定されていないが、一九条(b)の「特定の留保」を除き、排除されないと思われる（なお前注参照）。大部分の場合前もつて受諾を与えていた場合とは考えられないからである。ありうる非両立の有権的認定まで異議国は条約関係を否定できないのか、又は、大陸棚条約11条の留保条項につき仲裁裁判所が与えたような政治的理由による異議により條約の関係を拒否するのか（Court of Arbitration, Decision... on the Continental Shelf, p. 36, para. 39. (International Legal Materials, Vol. 18, p. 415. 芹田健太郎、前掲、二二六頁。)）おこまじである。110条4項と異なり、黙示的受諾規則が適用されない（同条五項）ゆえ、いつでも異議が可能となる。明示的許容の場合であるから、110条4項と区別する意味——より許容性要件を満たしている可能性が高いこと、従つて、条約当事国の地位を直ちに与えることば、一定の合理性がある——は否定されないとしても、準用規定等の明示的異議・受諾規定が置かれるべきだったと思われる。

四 留保の許容性の認定

1 ウィーン条約で、一部の場合を除き、両立性基準の有権的又は客觀的認定手続が導入されなかつた」とは、周知の事実である。確かに、ILC及び条約法会議において、何らかの「集団的認定制度（collegiate system）」を

導入すべきとする主張が存在したが、少数派にとどまり続け、退けられた経緯がある。「集団的認定制度」は、二〇条二項及び三項で限定的に採用されたこととなる。

具体的留保の評価に当っては、今まで検討してきたことをふまえると、ウイーン条約上厳密には、①一九条のいすれの非許容事由に関連して評価されるべきか、②二〇条のいずれの項に該当する条約であるか否か、③当該留保は許容か否か、の三側面の問題があらう。②については、二〇条三項に該当すれば、許容性の問題は、当該国際組織に委ねられてしまい、実際上問題とならない（三一三一2参照）ゆえ、他のカテゴリーの条約と区別される実益がある。二項該当条約であるならば、許容性認定の問題は、実際上無意味となろう。禁止の留保であれ、非両立の留保であれ、全ての当事国の受諾により、留保の客観的対抗性は確立されるし、異議国が一国でも存在すれば（異議の根拠は問われない）、条約当事国とはなりえないからである。従つて、二項該当条約か否かの認定は重要性をもつ。一項と四項については、例えば、問題設定の仕方（例えば、条約発効期日が主要争点である場合）によつても、留保が非許容と認定された場合のありうる（ないかもしけないが）法的効果の差異によつても、区別が要求されよう。このような種々の側面の問題がありうることは、今まで言及してきた本勧告的意見からも十分うかがえるであろう。

2 許容性に関連するこれらの諸問題の認定は、第一義的には、留保表明国及び他の締約国が行うことはいさまでない。そして、各国の与える認定は等価であつて、他国を法的に拘束する一方的認定権は認められないことは、国際法の一般原則からいって当然のことである。問題は、ウイーン条約上、具体的留保の評価権、就中、許容性認定権を関係国が独占するのか、関係国際機関（就中、裁判機関は訴訟当事者を拘束する判決を下しうる点で重要である。）も有するのか、である。有しないとすれば、国際機関は、各国の与えた許容又は非許容の認定を前提としてのみ、留保の解釈、留保の効果認定作業を行うことにならう。

3 ウィーン条約は、この点につき必ずしも明確でない。ただ一般論的には、留保の許容性に関連した国家間の意見の相異は、条約自体の解釈の対立へ還元されるゆえ、司法審査になじむ典型的な場合であるといえよう。⁽²⁾ 従つて、この一般原則をくつがえすには、ウィーン条約中に決定的な根拠が見い出されなければならない。

既に述べた如く、ウォルドック草案及び一九六二年ILC起草委員会草案では、受諾により留保の許容性（有効性）⁽³⁾が確立されるものとされていた（III—II—1、2参照）。ウォルドック草案では、そもそも両立性基準は、留保国にとってのガイドライン的性格でしかなかったのである。一九六二年起草委員会草案では両立性基準は、留保の許容性事由として明確に位置づけられたものの、有効性を有さない主觀的性格の受諾行為と有効性が結合された結果、実質的に規範的意義を喪失したといえよう。

一九六二年ILC草案では、「受諾」と「留保の効果」又は「条約当事国性」との結合へと変更された（III—II—3参照）が、変更理由は示されていない。一九六二年起草委員会草案に関し、留保表明規定（一七条一項）自体が留保の有効性（validity）の問題を扱っているのであって、一八条のこの規定で左右されるものではなく、後者は留保の受諾及び留保に対する異議の効果に關係しているにすぎないとして、一八条の二、一項の削除提案を行つた、ILC委員長ペルの発言⁽³⁾が影響を与えたことも考えられる。これは、留保の有効性の問題と受諾又は異議の問題を分離しようとするもので、本草案規定と矛盾しないからである。本草案コメントタリーによると、常設的権限を有する裁判所（又は機関）を欠く状況においては、兩立性基準を適用する唯一の手段は、たいていの場合（in most cases）、個々の国に行う留保の受諾・拒否を通じてであろうとし、一〇条二項の扱うべき唯一の問題は、個々の国家によってなされる認定の効果が何であるべきかである、とする。⁽⁴⁾ ここでの留保の効果とは結局認定の効果（当事国性）であること、及び認定と有効性が分離されたこと、を示しているもので、基本的にペルの考え方と同一である。

になじむものである、といえることになる。上記コメンタリー中の、「たいていの場合」の表現も、裁判機関の関与の可能性を示すものと理解できるのである。

一九六五年起草委員会草案（三—II—4 参照）でも「受諾・異議」と「条約当事国性」の結合は、そのまま維持されている。ただ国際機関設立条約については、「受諾」と「許容性」の結合が注意される（一九条三項）が、他の規定の用法と一致しないことが指摘され⁽⁵⁾、受け入れられたところから、不十分な起草であつたと知れるのである。「留保の効果」から現行と同一の条文見出したる「留保の受諾及び留保に対する異議」への変更は、二一条の見出しの「留保の法的効果」への変更と相関するのであって、規定の実質の変更までも意味するものではない。ただ、「受諾」と「有効性」の結合が全く想起されない、より徹底した表現である、と考えられる。

以上の両立性基準が機能する範囲で、留保の有効性が留保の受諾・異議に依存するものではないとの観念は、文言上別段の変化がないゆえ、ILC最終草案及びウイーン条約にそのまま引き継がれていると思われる。しかし、ILC最終草案のコメンタリーによると、「……〔一六条〕(c)における留保の許容性又は非許容性は、常に、まさしく、他の締約国が留保を受諾しようと判断するか否か (acceptability = 受諾可能性) の評価の問題である」（傍点筆者）と、両立性基準に關し、許容性と受諾を排他的に結合している。つまり、両立性基準のガイドライン化（「受諾可能性」）と第三者機関による許容性認定の排除、を肯定していると思われる。⁽⁶⁾ しかし、顧問専門家ウォルドックによれば、ILC最終草案一七条（現二〇条に対応）四項の法的効果は、留保が許容である場合を前提としている旨を述べる。⁽¹⁰⁾ これは、受諾が両立性基準に従つてなされなければならないことと結びつくゆえ、「受諾可能性」の觀念とは異なるであろう。国家の現実の行動が法的考慮によってではなく、政治的動機に基づく場合が多いとしても、許容性を後者に結びつけることは、ウォルドックの示したILCの基本的立場（たゞえ理論的なものであれ）と明白に矛盾すると思われる。更に、顧問専門家ウォルドックによれば、「国際法委員会が客観的基準」「両

立性基準（筆者）」を述べようと意図したものの、条文草案で提案されている適用方法が、客観的基準が国家の判断に依存する、という点で主観的であることは確かである。しかし、この状況は、裁判——これはいかなる場合でも、関係国のみを拘束し、かつ、決定された事件に関してのみそうであるにすぎないであろうが、——を、多く多くの国際法領域で特徴的なことである⁽¹⁾（傍点筆者）とされる。これは、国際法の一般的原則が適用されることを肯定するものと思われる。つまり、強制的裁判制度を欠く一般国際法の状況へ還元することは、裁判の可能性を否定することにはならないからである⁽²⁾。従って、上記のコメンタリーの「常に」の表現は極端に失すると思われる。以上から、ILCコメンタリーの説明は、受諾は絶対的な許容性ではなく、暫定的（理論的に）、相対的な許容性を確立するにすぎない⁽³⁾といふ、当然のことと述べているとみなされる他はない。異議と結びつく非許容性も相対的なものであり、そもそも政治的異議について、非許容性と結びつくことはない。

以上見てきたことから明らかに、ウィーン条約中には、例えばウォルドック草案に見られたようなガイドライン的性格の両立性基準の導入の場合、又は、両立性基準の排除の場合⁽⁴⁾のような、一般原則をくつがえす決定的な根拠は見い出せないと思われる。

4 裁判所は傍論においてはあるが、上記の結論を支持していると思われる次のような注目すべき判断を示している。

「（条約）当事国は、もちろん、本条約の趣旨及び目的と非両立の留保を阻止することに法的な利益を有している。当事国が条約で設立された裁判及び勧告機関を通じてその利益を主張することは自由である」と。

これは、条約当事国が裁判所で条約の適用・解釈に関する紛争に関連して、留保の両立性問題を提起しうることを確認し、裁判所がその問題を審理・認定しうることとしたものである⁽⁵⁾。

本裁判所が人権条約上の機関であり、かつ、勧告的管轄権との関連でも両立性問題を扱いうるという点で、その

特殊性は否定されえない⁽¹⁾が、留保については、ウーラン条約の留保規則に従つて、基本的枠組には変更はないと思われる。従つて、裁判所の上記の判断は、ウーラン条約の留保規則の解釈において重要な意味を有していると言えよう。また上記の判断は、110条1項の文脈における両立性認定権限の肯定であるが、両立性基準の法規範性を述べたものであつて、同条4項の文脈でも同一の立場が取らなければならぬとと思われるゆえ、先例的価値が減じる点で必ずしもだんだないと思われる。

- (1) 「110条1項」 U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, pp. 25–26, Commentary, paras. 11–14. 小川芳彦、前掲(「国際法のタリード」)、11–12頁、参照。然程括弧記載によるが、例えども、日本・トマラブル・韓国共同修正案(A/CONF. 39/C. 1/C. 133/Rev. 1 (ibid., p.133, para. 177, (1), (a))) 参照⁽²⁾。
- (2) 「110条1項」 増補改訂版の「110条1項」、留保の承認を非難せしめれる風の用語留保問題における論議を示してある。C. I. J. Recueil, 1951, p. 27, 第三卷、福岡譯書、六九頁。
- (3) YB of ILC, 1962, Vol. I, p. 229, paras. 2 and 6 参照。
- (4) Ibid., 1962, Vol. II, p. 181, Commentary to article 20, para. 22 参照。
- (5) YB of ILC, 1965, Vol. I, p. 267, para. 54 (Rosenné).
- (6) Ibid., p. 283, paras. 43 and 45 参照。
- (7) Ibid., p. 172, para. 11 (Ruda); para. 16 (Tunkin) and p. 173, para. 32 (Walcock) 参照。
- (8) U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p. 27, Commentary to article 16, para. 17. たゞ、小川芳彦、前掲(「国際法のタリード」)、110条1項参照。
- (9) ハダガルイホトヨーの立場である。110条4項に關連して、個別の承諾のみが留保の有効性を決定するとの立場を取る。國は両立性基準違反するに際しての留保による政治的取扱いから承諾」へのアプローチ⁽¹⁰⁾。要するに両立性基準はガイドラインではなく、挿入された「もしかして無関係なのである。Ruda, J. M., op. cit., p. 190. たゞ、後掲の注(15)の著者を変更したもののそれである。トマラブル・ILCの起草過程等を踏まえても、ウーラン条約では留保が許容される事に賛成などするが、留保の有効性が義務的裁判ではなく個別の承諾による以上、当然の帰結とするのである。Imbert,

P.-H. (Les réserves....), op. cit., pp.134–140, spécialement p.137.

- (10) | ナ条四項本文末に、『及ばず該保留が「六条により禁止せられたない」とを条件とする』を挿入する。アメリカ修正案
 (U.N. Doc. A/CONF. 39/C. 1/L. 97 & L. 127 (A/CONF. 39/11/Add. 2, p.136, para. 179, (b), (c) and (d))) は
 じつは意見を求めるべきだ懸念の修正案が一六条規則の再述であつて、レーテンの意図は一致するに回答したのである。
 A/CONF. 39/11, p.133, para. 4. もう少しアメリカの立場は、承認・異議行為と許容性要件(就中、両立性基準)
 の概念との間に誤解がある(ibid., p.108, para. 11)が、ウオルドックが修正案を文字通りより一般的にとらえておられる
 が、直前の回答(ibid., para. 3)で、異議と両立性基準の結合を否定しているのがわかる。

(11) Ibid., p.126, para. 10. ここで説明、就中、既判力の限界の説明が「集団的認定制度」導入阻止に強い影響を与えたと
 考えられる。Bowett, D. W., op. cit., p.82 参照。

(12) ピーバロードから設立された仲裁裁判所が、英仏大陸棚事件で、イギリスの争った大陸棚条約に付せられたハッハ
 ベの確保の許容性について審理し、許容認定したことは、一般国際法領域の「の例示」が示すところ。Court
 of Arbitration, Decision....on the Continental Shelf, pp. 40—42, paras. 49—53. (International Legal Materials,
 Vol. 18, pp. 417—418. 芦田健太郎、前掲(「英仏大陸棚事件仲裁判決(抄)」) 1111—1111111回^o)

(13) YB of ILC, 1965, Vol. I, pp. 266—267, para. 44 のウオルドック発言もほぼ同趣である。

(14) 政府的理屈に対する異議が主張され、顧問専門家ウォルドックの説明(上記注(12)参照)から明確に示されてい
 る。たゞ、レーテン草案の「メタリーの付随的に肯定」による(U.N. Doc. A/CONF. 39/11/Add. 2, p.27, Com-
 mentary to article 17, para. 21. 小川芳彦、前掲(「メタリー」) 111111回^o) 従ふレーテンの納吉留意見の建
 前とは異なり、(II)——(參照)。

(15) レーテンは米州制度を導入すべく、両立性基準の削除が主張されたが、容れられなかつた。YB of ILC, 1965,
 Vol. I, p.147, paras. 55—56 (Ruda).

(16) * か H. ハーモニ化の問題の考え方である。「[確保の]許容性 (permissibility) の問題は、条約全体によつて規定されるべき
 典型的な法律問題であつて、司法認定は完全に離れた」こと。Bowett, D. W., op. cit., p.81.

(17) A. R. of I/A Court H. R., 1953, p. 44, para. 38.

(18) 裁判所は、米州人権委員会の要請に基いて、一九八三年九月八日の勧告的意見 No. OCC-2/83 (死刑に対する制限)

においてではあるが、グアテマラの付した四条四項〔政治犯罪に対する死刑不適用〕に対する留保の両立性を検討し、非両立でないと認定したが、本勧告的意見をふまえたものやむる」とは「うまでもない」。なお、裁判所が両立性基準を非常に狭く解する（逸脱禁止の各権利に対する全部留保基準）ことは、米州条約七五条がウィーン条約二〇条一項の「明示的に認めて いる留保」のタイプ、就中、留保一般許容規則と性格つけられ（例えば、条約が留保規則を欠く場合ではない）が影響を与えたとも考えられる。Human Rights L.J., Vol. 4 (1983), p. 356, paras. 60—61 参照。

(19) 欧州人権条約上の機関たる欧州人権委員会がテメルタッシュ・対スイス事件¹⁴⁾、ハノ条約に付された留保の有効性 (validité/validity) を審理する権限を肯定したのが注目される。Requête No 9116/90, Temeltasch c. Suisse, Rapport (1982, 5, 5) in Commission européenne des droits de l'homme; Décisions et Rapports, t. 31, pp. 127—129, paras. 58—67 参照。なお、人権条約実施機関による留保に対する対応を一般的に分析した、薬師寺公夫「人権条約に対する留保の取り扱い——人権条約実施機関の対応の仕方を中心として」『国際法外交雑誌』八三卷四号、があげ。

(20) ドハーメル¹⁵⁾は、裁判所の留保の許容性認定権限を肯定する (Imbert, P.-H., "Reservations and Human Rights Conventions", in I. Maier (ed.); Protection of Human Rights in Europe, Limits and Effects, 1982, pp. 107—108) が、ウィーン条約の留保規則、就中二〇条四項に従うところ立場に立つてかかへん推測され (Imbert, P.-H., op. cit., (Les Réserves...), pp. 228—230 参照)。

五 結語

裁判所の留保に関する勧告的意見は、ふくらかの点——「交渉国数限定条約」概念、人権条約とウィーン条約二〇条一項の結合、同条同項の「条約が明示的に認めて いる留保」観念の広い理解、それに結びついて、二〇条と二〇条の対応関係の不明確化、及び、許容性認定権限の所在等——で、ウィーン条約の留保規則(の二〇条)に関する重要な問題提起を行つたと思われる。

それに触発されて、一九条及び二〇条に関連するふくらかの問題に検討を加えたが、ふくらかの点でウィーン条

約の基本的枠組の理解を深めることができたと思われる。また、その過程で、ウイーン条約における不備な規定（一九条⑥以外の「特定の留保」、二〇条一項における受諾・異議手続の欠如）も指摘した。

ここで検討した諸論点は、今後、国際実行、就中、国際裁判——ウイーン条約に鼓舞された留保問題の処理——を通じて、解明され、深められて行かなければならない。更に、この論文の扱わなかつたウイーン条約では必ずしも明確でない、国際裁判所の下すことのありうる留保の非許容認定の効果、非許容を根拠とした異議で条約関係に入らないことを留保しないものの効果等々の重要な問題について、既述の如く、人権条約実施機関、仲裁裁判で留保問題への取り組みが顕著に見られるが、そのようにして得られる判断及び国家実行等を通じて、解明されて行かなければならぬ。

(一) 後者の論点として Zemanek, K., op. cit., pp. 331—333 が詳しく述べる。

